



秋田県公報

目 次

規則	ページ
○秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(七一・農地整備課)……………	1
告示	
○開発行為に関する工事の完了(五四四・山本地域振興局建設部)……………	1

規 則

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十一号

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則(昭和三十一年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。別表第二に次のように加える。

地域用水環境整備事業
(生物多様性対応型)

工事費の二五パーセント以内

別表第三に次のように加える。

地域用水環境整備事業
(生物多様性対応型)

当該事業の施行に係る受益地の面積の一〇分の一(当該受益地の面積が一〇〇ヘクタールを超えると
きは、一〇ヘクタール)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第五百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十年五月二十二日付け指令山建一二百八十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山本郡八峰町八森字中浜六十三番地
八峰町長 加 藤 和 夫
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
山本郡八峰町峰浜目名濁字目長田百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番及び百五十番

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄